

ネットワークニュース

発行/苫小牧市消費者被害防止ネットワーク事務局
(苫小牧市市民生活部市民生活課消費生活担当 ☎32-6306)

高齢者・障がい者の消費者トラブルに気付いたら 消費者センターにご相談ください!!

高齢者や障がい者の消費者被害の未然防止や早期発見のためには、地域全体で見守り、支援することが大切です。ここでは、私たちが心に留めておきたいポイントについてご紹介します。 ※裏面に「高齢者等の見守りと気付きのポイントチェックリスト」を掲載しています。

高齢者・障がい者の消費者被害の特徴

- ・被害にあっていることに気付きにくい
- ・健康不安や孤独感に付け込まれる
- ・正しい知識や情報が不足がち



声掛けのポイント

さりげない声掛けから

- ・最近どうですか？どうされましたか？
- ・お元気ですね。お出掛けですか？
- ・あら？工事されているのですか？
- ・新しく買われたんですか？
- ・お元気ないようですが…

問い詰めずに寄り添った声掛けを

- ・一緒に調べてみましょう
- ・一緒に考えてみましょう
- ・相談できる方はいますか？
- ・信頼できる誰かに相談してみましょう
- ・お話を聞かせてください

地域全体で悪質業者の被害から住民を守る3つの柱

- ①周囲の人による日頃の「見守り」
- ②ちょっとした変化への「気付き」
- ③異変を察知した際の迅速な「通報・対応」



苫小牧市消費者センター

住所：苫小牧市若草町3-3-8 市民活動センター3階
受付：平日8時45分～17時15分
第2・第4金曜日は、20時00分まで
電話：33-6510又は局番なし188



消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター イヤヤン

高齢者等の見守りと気づきのポイントチェックリスト

家の様子について

- 家に見慣れない人が、出入りしていないか
- 不審な電話のやりとりがないか
- 家に見慣れないもの、未使用のものが増えていないか
- 見積書、契約書などの不審な書類や名刺などがいないか
- 家の屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡はないか
- カレンダーに見慣れない事業者名などの書込みがないか



本人の様子について

- 定期的にお金をどこかに支払っている形跡はないか
- 生活費が不足したり、お金に困っていたりする様子はないか
- 何かを買ったことを覚えていないなど、判断能力に不安を感じることはないか

高齢者等に特徴的な消費者トラブル例

- 点検のはずが、屋根の工事や浄水器の購入を勧められた。
- 不用品買取りのはずが、強引に貴金属等を買取られた。
- 「元本保証」「高配当」などを誘い文句にした架空の投資話を持ち掛けられた。
- 電話でしつこく勧誘され、断り切れずに必要のない高額商品を購入してしまった。



『訪問販売お断り』ステッカーを活用してみませんか! ?

北海道消費生活条例では、「訪問販売お断り」ステッカーを貼っている家への訪問を禁止しています。

訪問販売による被害を防ぐには、このステッカーを貼ることも一つの方法です。

ご希望の方は、下記までご連絡ください。

〔お問合せ〕

苫小牧市市民生活部市民生活課消費生活担当

住所：若草町3丁目3番8号 市民活動センター3階

電話：32-6306

